

広島県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年八月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
二七五	県道坂小屋 浦線	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一 三〇二八番地先から 安芸郡坂町坂西二丁目三四七 八番一地先まで	一五・〇〇、 三六・〇〇	六三四・〇〇	